

第1章 河川整備計画の基本的な考え方

第1節 計画の主旨

「^{しなのがわ}信濃川水系河川整備計画(国土交通大臣管理区間)」(以下、本計画)は、河川法の三つの目的、

- 1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成20年6月に策定された「信濃川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

また、信濃川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

なお、河川整備計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画対象期間内であっても適宜、見直しを行います。

＜本計画の策定経緯＞

- ・平成26年1月 信濃川水系河川整備計画決定
- ・平成27年1月 大河津分水路の拡幅形状等の案がとりまとまったことから、大河津分水路改修に関する附図を変更
- ・令和元年8月 前回変更以降の事業調整及び協議進捗、近年の豪雨に対する取組、整備完了箇所等の時点修正を踏まえて変更

第2節 計画の対象区間

本計画の対象区間は、信濃川水系における国土交通省の管理区間(大臣管理区間)を対象とします。

なお、本川と一体となって整備が必要な支川の合流点処理については、支川管理者とその範囲等について別途協議します。

※本計画においては、以下の区間内的大臣管理区間について、河川法上の名称とは異なりますが、信濃川水系の上流部・中流部・下流部として区分します。

- 上流部:長野県内の千曲川流域
- 中流部:新潟・長野県境から大河津分水路までの流域
- 下流部:大河津分水路から下流の流域

表 1 計画対象区間

河川名		区間		延長 (km)
		上流端	下流端	
上流部	信濃川 (千曲川を含む)	(左岸)長野県上田市大字大屋字向川原 731 番の 4 地先 (右岸)長野県上田市大字大屋字南遠川原 502 番の 7 地先	(左岸)長野県飯山市大字一山字十二平 1934 番地先 (右岸)長野県下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 32 番地先	87.5
	犀川 (梓川を含む)	長野県長野市大字塩生字臥部 2748 番の 5 地先の両郡橋	信濃川への合流点	10.4
	犀川 (梓川を含む)	長野県松本市安曇 240 番の 4 川端地先の 新淵橋	長野県東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 8443 番の 1 地先の日野橋	34.2
	高瀬川	(左岸)長野県安曇野市明科七貴野花見 5559・5552 合番の 7 地先 (右岸)長野県安曇野市穂高北穂高字狐島 1165 番の 7 地先	犀川への合流点	1.1
	高瀬川	(左岸)長野県大町市平字高瀬入 2118 番の 2 地先 (右岸)長野県大町市平字湯平 2106 番の 4 地先	(左岸)長野県大町市平字コラミ平 2112 番の 158 地先 (右岸)長野県大町市平字クラガリ沢ヤケ山水アラシ屏風沢シブ沢 2115 番の 25 地先	4.845
	北葛沢	長野県大町市平字高瀬入 2118 番の 2 地先の上流端を示す標柱	高瀬川への合流点	1.6
	奈良井川	(左岸)長野県松本市大字島内平瀬字十ヶ堰下 7464 番の口地先 (右岸)長野県松本市大字島内平瀬字権現堂前 8095 番の 4 地先	犀川への合流点	1.7
中流部	信濃川	宮中堰堤	大河津分水路	76.5
	大河津分水路	信濃川からの分派点	海に至る	9.1
	太田川	新潟県長岡市左近町字中島 791 番の 1 地先の市道橋	信濃川への合流点	1.2
	魚野川	新潟県南魚沼市五日町字川島 191 番の 1 地先の県道橋	信濃川への合流点	27.9
	三国川	(左岸)新潟県南魚沼市畔地字カヨウ 973 番の 1 地先 (右岸)新潟県南魚沼市清水瀬字入山 662 番の 1 地先	新潟県南魚沼市舞台字堀代 697 番地先の下流端を示す標柱	4.17
	下津川	(左岸)新潟県南魚沼市畔地新田字ミヤウセン 381 番の 1 地先 (右岸)新潟県南魚沼市畔地字カヨウ 973 番の 1 地先	三国川への合流点	0.25
下流部	信濃川	大河津分水路	海に至る	58.22
	関屋分水路	信濃川からの分派点	海に至る	1.76
	中ノ口川	信濃川からの分派点	(左岸)新潟県燕市大字道金字中曾根 1071 番地先 (右岸)新潟県燕市大字道金字榎島 2915 番の 5 地先	0.6

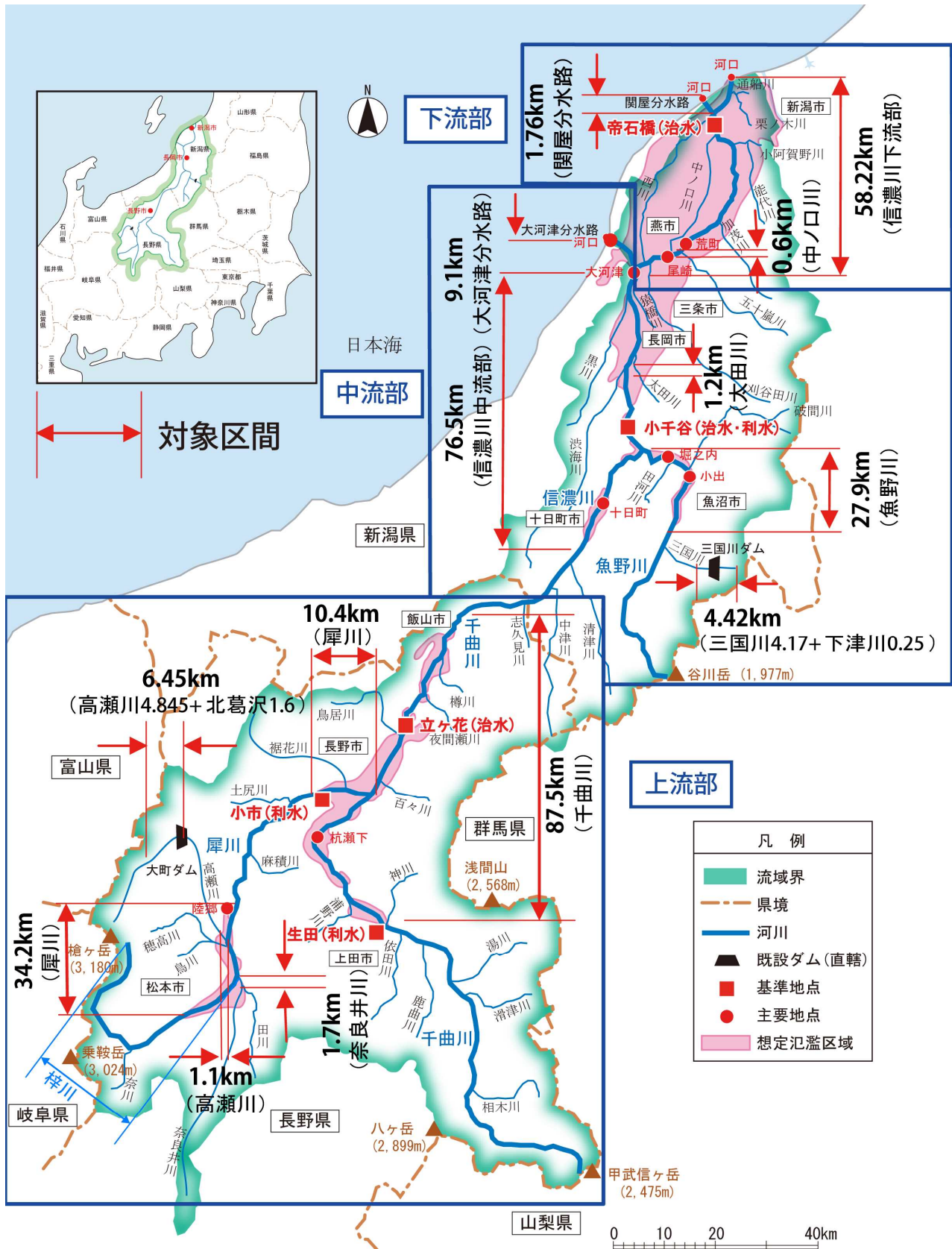


図1 計画対象区間位置図

第3節 計画の対象期間

本計画は、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は、計画策定時より概ね30年間とします。